

平成29年10月19日

第70期司法修習終了の弁護士名簿登録請求者 各位

日本弁護士連合会
事務総長 出井直樹
(公印省略)

弁護士名簿登録請求手続について (御案内)

弁護士名簿への登録請求の手続は、入会を希望する弁護士会を経て下記の書類を当連合会に提出することになっています。弁護士名簿登録に必要な書類は、当連合会ホームページに登載していますので、ダウンロードして御利用ください。書類の作成に当たっては、「注意事項」及び「記入例」を必ず御覧いただき、必要事項を記入し、書類の取寄せ等を行ってください。

なお、登録請求の締切日は弁護士会によって異なります。また、登録請求に際して下記以外の書類を必要とする弁護士会もありますので、早急に入会希望弁護士会に御確認の上、準備を進めてください。

記

- 1 弁護士名簿登録請求書 (登録免許税として収入印紙6万円分貼付)
- 2 履歴書 (写真1葉 (無帽, 無背景) 縦4cm×横3cm貼付)
- 3 戸籍謄本, 戸籍抄本又は氏名, 本籍及び生年月日の記載を証明する戸籍記載事項証明書のうちいずれか1通 (外国籍の方は, 国籍が記載されている, 外国人住民に係る住民票の写し)
- 4 司法修習終了証
- 5 弁護士法第7条各号, 第12条第1項各号及び第2項に該当しないことの誓約書
- 6 本籍地市区町村発行の身分証明書 (外国籍の方は, 弁護士法第7条第4号及び第5号に該当しない旨の誓約書)
- 7 成年後見登記等ファイルに登録されていないことの証明書
- 8 弁護士記章仕様希望届 (※注)
- 9 身分証明書発行申請書 (写真2葉 (無帽, 無背景) 縦4cm×横3cm) (希望者のみ) (※注)
- 10 職務上の氏名の届出書・使用許可申請書 (希望者のみ)

(※注) 弁護士記章仕様希望届は必ず御提出ください。身分証明書の発行を希望される方は、身分証明書発行申請書を併せて御提出ください（弁護士記章仕様希望届で交付方法Bを選択された場合は、必ず身分証明書仕様希望届を併せて御提出ください。）。いったん申請いただいた弁護士記章仕様希望届及び身分証明書申請書は、変更・取下げはお受けできませんので、御了承ください。

以上